



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*52 農薬取締法施行細則の一部を改正する規則
(果樹園芸課)

○ 告示

624 平成20年度和歌山県行政事務用パソコン借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(情報政策課)

625 土地改良事業の施行の同意 (農業農村整備課)

626 土地改良事業の施行の同意 (")

627 肥料取締法による肥料の登録の失効 (果樹園芸課)

628 土地収用法の規定による収用又は使用の手続の開始
(事業進行課)

629 道路の区域変更 (道路保全課)

630 新道路の供用開始等 (")

631 道路の区域変更 (")

632 新道路の供用開始等 (")

633 道路の区域変更 (")

634 新道路の供用開始等 (")

635 道路の区域変更 (")

636 新道路の供用開始等 (")

637 道路の区域変更 (")

638 新道路の供用開始等 (")

○ 公安委員会告示

16 遊泳区域の指定

○ 公告

入札公告 (情報政策課)

規 則

和歌山県規則第52号

農薬取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農薬取締法施行細則の一部を改正する規則

農薬取締法施行細則(昭和49年和歌山県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項を削り、同条第2項中「法」を「農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「法」という。)」に改め、同項を同条とする。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

水質汚濁性農薬の使用を規制する地域

和歌山市	海草郡
岩出市	伊都郡
紀の川市	有田郡
橋本市	日高郡
海南市	西牟婁郡
有田市	東牟婁郡
御坊市	
田辺市	
新宮市	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第624号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項に基づき、平成20年度和歌山県行政事務用パソコン借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調達物品

平成20年度和歌山県行政事務用パソコン

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課

する個人住民税(県・市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にとっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年4月22日(火)から平成20年5月7日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5で掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は平成20年5月14日(水)までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課会議室

(2) 日時

平成20年5月7日(水)午後1時30分から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年5月7日(水)から平成20年5月14日(水)までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県企画部企画政策局情報政策課会議室

郵便番号 640-8585

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年4月22日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 2の(1)のロに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出した者であること。

(5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年5月26日(月)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年5月28日(水)午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成20年6月6日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第625号

平成20年1月8日付けで協議のあった有田川町営土地改良事業(基盤整備促進事業黒松地区)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第626号

平成20年1月21日付けで協議のあった広川町営土地改良事業(基盤整備促進事業西広地区)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第627号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第775号	魚かす粉末	10.5ふかひれ粉末	窒素全量10.5 りん酸全量5.0	該当なし	橋川栄一 和歌山県日高郡みなべ町埴田2-3-3	平成20年3月31日

和歌山県告示第628号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の規定による申し立てがあったので、次のとおり告示する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類

一般国道168号改築工事(本宮道路・和歌山県田辺市大居字下大峪地内から同市本宮町切畑字鹿嶋地内まで)及びこれに伴う附帯工事

- 3 手続が開始される土地

- (1) 収用の手続が開始される土地

和歌山県田辺市本宮町切畑字下モ山、字鹿嶋及び字鹿嶋地先河川敷並びに本宮町土河屋字小井苔、字小井苔地先山林及び字小井苔地先河川敷地内

- (2) 使用の手続が開始される土地

和歌山県田辺市本宮町切畑字下モ山、字八之頭、字田淵、字楠之本、字苅場下夕、字猪垣内、字阪本、字阪本地先河川敷、字鹿嶋及び字鹿嶋地先河川敷並びに本宮町土河屋字小井苔、字小井苔地先山林及び字小井苔地先河川敷地内

- 4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
田辺市本宮行政局

和歌山県告示第629号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市北宿字松尾119番1地内	旧	3.69 } 8.77	58.02	
同上	新	7.00 } 37.62	58.02	

和歌山県告示第630号

平成20年和歌山県告示第629号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第631号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 井ノ口秋月線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市和佐中字鷹取68番5地先から同市和佐中字鷹取67番5地先まで	旧	27.80 } 30.40	21.50	
同上	新	27.80 } 27.80	21.50	

和歌山県告示第632号

平成20年和歌山県告示第631号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成20年4月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第633号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
2 路線名 山内恋野線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市隅田町山内字和所249番1地先から同市隅田町山内字和所250番1地先まで	旧	4.30 }	72.00	
同上	新	4.80 }	72.00	
		6.20 }		
		10.70		

和歌山県告示第634号

平成20年和歌山県告示第633号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
2 路線名 九重名倉線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市高野口町上中宇華井194番1地内	旧	5.20 }	44.15	
同上	新	9.10 }	44.15	
		5.30		
		11.10		

和歌山県告示第636号

平成20年和歌山県告示第635号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
御坊市湯川町大字小松原字九原坪550番6地先から同市湯川町大字小松原字北樋巻321番12地先まで	旧	14.00 }	258.20	
同上	新	14.00 }	258.20	
		17.00		
		17.00		

和歌山県告示第638号

平成20年和歌山県告示第637号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年4月22日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第16号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成20年4月22日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地	和歌山県西牟婁郡白浜町864番地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成20年5月3日から同年8月31日まで

公 告

入札公告

平成20年度和歌山県行政事務用パソコン借入れについて、

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年4月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県行政事務用パソコン 一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 納入期限

平成20年9月30日まで。

2 一般競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項
平成20年和歌山県告示第624号に規定する和歌山県行政事務用パソコン借入れに係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 日時

平成20年4月22日（火）から平成20年5月7日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで。

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成20年5月23日（金）までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリを含む）により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課会議室

(2) 日時

平成20年5月7日（水）午後1時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課会議室

イ 入札日時

平成20年6月16日（月）午後1時30分から

ウ 改札場所

アに同じ。

エ 改札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成20年6月16日（月）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者の者を除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の契

約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の改札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち改札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 改札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県企画部企画政策局情報政策課会議室

郵便番号 640-8585

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

- (2) この入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び

通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Personal Computer System for Administration works ; 1 Complete System

- (2) Date and time for tender : 1:30p.m. 16 June 2008 (Deadline for tenders submitted by mail : 9:30 a.m. 16 June 2008)

- (3) Contact point for the notice : Information and Communications Policy Division of Wakayama Prefectural Government, 1-2-1 Minatodorichokita Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-432-5655 (FAX 073-428-1136)